

令和5年度『ご縁の国』エシカルライフ啓発事業企画・運営業務
企画提案競技実施要領

1 趣旨

地域の活性化や雇用等を含む、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費について考え行動を起こす機会とするため、エシカル消費に関する講演会を実施する。

この業務を委託するにあたり、企画提案競技（プロポーザル）を行うこととし、この実施に関しては、この要領に定めるところによる。

2 委託業務内容等

(1) 委託業務名

令和5年度『ご縁の国』エシカルライフ啓発事業企画・運営業務

(2) 業務内容

別添「令和5年度『ご縁の国』エシカルライフ啓発事業企画・運営業務委託企画提案競技仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）までとする。

(4) 提案価格の上限額

4,236,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

3 応募資格

(1) 島根県内に事業所を有する単独の法人又は島根県内に事業所を有する法人を含む複数の法人による連合体（以下「企業グループ」という。）であること。

(2) 次の各号を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

オ 島根県内の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

カ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

キ 複数の企業グループ構成員になって参加し、又は企業グループ構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

ク 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

4 募集期間等

(1) 募集期間

令和5年8月4日（金）から令和5年8月28日（月）午後5時必着
（郵送の場合も提出期限必着）

(2) 企画提案の参加表明書の提出

企画提案に参加する者は、参加表明書（様式1）を令和5年8月28日（月）午後5時までに持参または郵送により1部提出すること。

(3) 参加資格通知予定日

令和5年8月31日（木）までに順次通知予定

(4) 提出先

下記12のとおり

5 提出書類の種類及び部数

本企画提案競技に参加する者は、企画提案提出書（様式2）に次に掲げる全ての書類を添えて提出すること。

ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

（下記7による）

イ 誓約書 1部（様式3）

（企業グループの場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人概要書 1部（様式4）

（企業グループの場合は、構成員全てについて各1部）

エ 法人登記簿謄本 原本又は写し 1部

（企業グループの場合は、構成員全てについて各1部）

オ 企業グループ構成書 1部（様式5）

（企業グループの場合のみ）

6 企画提案競技に係る質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

質問書（様式6）を用いてファックス又は電子メールにて提出すること。（なお、送信後に電話で着信確認を行うこと。）

イ 提出先 下記 12 と同じ。

ウ 受付期間

令和 5 年 8 月 4 日（金）から令和 5 年 8 月 16 日（水）まで
（午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 回答

質問に対する回答は、原則として、「令和 5 年度『ご縁の国』エシカルライフ啓発事業ホームページ」に登載するが、個別の掲載内容に係る質問の場合は、質問した社にのみ回答することがあります。

7 企画提案書

本企画提案競技に参加する者は、次の内容を記載した提案書を提出しなければならない。なお、必要に応じて事務局よりヒアリングを行い、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 概要

ア 提案は、1 社（グループ）1 提案とすること。

イ 企画提案書の規格は、A 4 版縦型、横書き、本題では 12 ページまでとし、左綴じとすること。

ウ 企画提案書は 6 部提出すること。（正本 1 部、副本 5 部）

エ 提出期限

令和 5 年 9 月 4 日（月）午後 5 時必着
（郵送の場合も提出期限必着）

(2) 内容

企画提案書には、下記項目について必ず記載すること。

ア 業務実施体制

責任者及び各担当者の職・氏名・経歴、連絡体制等を明示すること。

イ スケジュール

具体的なスケジュールを明示すること。

ウ 企画提案

「令和 5 年度『ご縁の国』エシカルライフ啓発事業企画・運營業務委託企画提案競技仕様書」に基づく企画提案とすること。

提案事業の内容や実施計画、検討している講師名等の企画提案は具体的に記載すること。

エ 経費（見積書）

提案経費の内訳を記載、消費税等の取扱いを明示すること。

8 選定審査の実施

選定審査は、別に設置する「令和 5 年度『ご縁の国』エシカルライフ啓発事業企画・運營業務委託先候補者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において以下のとおり行う。

なお、応募資格に満たない者又は提案価格の上限額を超える者は、失格とする。

(1) 提案者プレゼンテーション及び審査

参加資格を有する者に対して、プレゼンテーションへの出席を依頼する。

審査予定日 令和5年9月8日（金）予定

なお、プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案への参加表明書提出者に別途通知し、オンラインでのプレゼンテーションを希望する者に対しては、Web会議システム ZOOM の招待メールを送信する。

(2) 評価方法

企画提案書を審査し、業務実施体制、類似実績、提案内容、経費及び実現性について別紙「評価基準」により評価点を付与する。

(3) 候補者選定

審査委員会による審査の結果、最高審査評価点獲得者を委託先候補者とする。なお、同点の場合は審査委員長によるくじ引きで決定する。

(4) 審査選定結果の通知

文書により令和5年9月11日（月）に提案者に発出する予定とする。

なお、審査経過については公表しない。審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払い

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付する

こと。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他

契約内容は、企画書の内容を前提として、契約予定者と協議の上、必要に応じて変更ができるものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 県が規定する所定の要件に合致した適正な提案書を提出した者に対しては、提案協議に係る経費を、1 提案あたり 10,000 円（消費税等含む。）支給する。支給は、単独法人の場合はその法人に対して、企業グループによる参加は代表法人に対して行うが、受託者及び資格審査により参加資格のないとした者に対しては支給しないものとし、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。
- (2) 提出された企画案は、返却しない。
- (3) 提案された企画案は、他の参加表明者に対して非公開とする。
- (4) 提案された企画案の知的所有権は、当該提案者に属する。
- (5) 契約にあたり、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について島根県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (6) 成果物の著作権は、委託料の支払が完了し、業務実施完了報告を受けたときをもって、原則として島根県に譲渡されるものとする。
- (7) 委託契約の支払については、島根県会計規則に基づき支払うものとする。

12 提出・問い合わせ先（事務局）

島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室

〒690-0887 島根県松江市殿町 8-3 島根県市町村振興センター 5 階

TEL : 0852-22-5103

FAX : 0852-32-5918

E-mail : shohishitsu@pref.shimane.lg.jp

評価基準

項目	審査のポイント
① 実行力	<ul style="list-style-type: none">・ 人員、連絡体制などは十分か。・ リスク管理体制は整っているか。・ 費用対効果は適正か。
② 理念	<ul style="list-style-type: none">・ 企業理念におけるエシカル消費の位置づけ・ 「エシカル消費」を理解しているか。
③ 提案内容	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な提案がなされているか。・ 提案の内容は適正かつ妥当か。
④ 広報力	<ul style="list-style-type: none">・ 一般消費者への訴求効果が期待されるか。・ 広く県民に周知ができるか。
⑤ 実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容を実施することが十分可能か。

事業に関するスケジュール

① 募集期間	令和5年8月4日(金)～令和5年8月28日(月)午後5時必着
② 企画提案の参加 表明書の提出	令和5年8月28日(月)午後5時必着
③ 参加資格通知予 定日	令和5年8月31日(木)までに順次通知予定
④ 質問受付期間	令和5年8月4日(金)～令和5年8月16日(水)
⑤ 企画提案書提出 期限	令和5年9月4日(月)午後5時必着
⑥ 提案者プレゼン テーション及び 審査予定日	令和5年9月8日(金)予定
⑦ 審査選定結果の 通知	令和5年9月11日(月)予定